

# 枚方市のめざす学校像（案）

この指針は、枚方市教育振興基本計画に基づき、  
枚方市における「学校づくり」の方向性を示すものです。

枚方市教育委員会

## 目次

序論	枚方市のめざす学校像について	.....	2
本論	1. 学校園運営体制について	.....	3
	2. 学習指導について	.....	4
	3. 進路指導について	.....	5
	4. 道徳教育について	.....	6
	5. 人権教育について	.....	7
	6. 健康教育について	.....	8
	7. 特別活動・その他教育活動について	.....	9
	8. 教職員の服務について	.....	10
	9. 学校の業務改善について	.....	11
	10. 教職員研修について	.....	12
	11. 支援教育について	.....	13
	12. 幼稚園教育について	.....	14
	13. 学校園・家庭・地域の連携について	.....	15
	14. 安全について	.....	16
	15. 生徒指導について	.....	17
	16. 教育環境の活用について	.....	18
	17. 学校図書館機能の充実について	.....	19
	18. 社会教育と学校教育の連携について	.....	20
	19. 児童の放課後対策について	.....	21

# 序論 枚方市のめざす学校像について

枚方市教育委員会では、本市の教育がめざすべきものについて設定した目標と、目標を実現するための取組の基本的な方向性を明らかにするため、市長が定める枚方市教育大綱を踏まえ、平成28年度から令和9年度までの12年間を計画期間とする枚方市教育振興基本計画を策定した。

枚方市教育振興基本計画では、教育目標を「学びあい、つながりあい、一人ひとりの未来をひらく～自立、協働、創造に向けた主体的な学びを支え、可能性を最大限に伸ばす～」と定め、10の基本方策を策定している。

小中学校においては、これまで教育振興基本計画や教育委員会が示す個別の計画や方針、「学校園の管理運営に関する指針」を踏まえて、毎年度校長が教育課程を編成し、実施している。

枚方市教育委員会では、本市教育のさらなる推進のため、小中学校に対して「めざす学校像」を示すとともに、本市の学校施設整備についても反映させるものとする。

## 【 枚方市教育振興基本計画 10の基本方策 】

- 基本方策1 確かな学力と自立を育む教育の充実
- 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実
- 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上
- 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実
- 基本方策5 幼児教育の充実
- 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進
- 基本方策7 学びのセーフティネットの構築
- 基本方策8 学びを支える教育環境の充実
- 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実
- 基本方策10 文化・スポーツなどの生涯を豊かにする体験活動の充実

## 「5つの重点的に進める取り組み」

教育を取り巻く現状や、令和2年3月に策定した「枚方市教育大綱」の重点方針等を踏まえ、今後、おおむね4年間で進めるべき重点的な取組を示します。

- (1) 新型コロナウイルス感染症等への対応—安全安心な学習保障—
- (2) タブレット端末などICTを活用した学習活動の充実と学力の育成
- (3) 誰一人取り残さない個に応じた学びの最適化
- (4) 学校園のガバナンスの確立と開かれた学校運営
- (5) 未来への可能性を最大限に伸ばす環境づくり

# 本論

## I. 学校運営体制について

(教育振興基本計画 基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実)

### めざす学校像

校長の教育者としての高い識見に基づくリーダーシップと、教員の学びあい育ちあう同僚性など、機能的な学校運営体制を持ち、特色ある学校運営を展開できる学校



### 主な取り組み

「学校教育自己診断」を活用した学校評価、「教職員の評価・育成システム」による教職員の意欲・資質能力の向上、教員の「働き方改革」を推進する。

## 2. 学習指導について

(教育振興基本計画 基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実)

### めざす学校像

学校教育法及び学習指導要領の趣旨を踏まえ、児童生徒に知・徳・体の調和のとれた「生きる力」を育成する学校



### 主な取り組み

「枚方版 ICT 教育モデル」に基づき、国の「GIGA スクール構想」に向けて整備した「1 人 1 台タブレット」を活用した取組及び「Hirakata 授業スタンダード」(第 2 ステージ)に基づいた授業づくり、授業改善を推進する。授業や家庭学習等、1 日の学びの連続性に重きを置いた取組を推進する。

### 具体的な整備事例

#### 【普通教室】

多様な学習形態に対応する机、家具などの配置が可能な面積、形状等とする。ICT を日常的に活用でき、他の教室や家庭にも授業配信できる環境とする。

#### 【多目的教室】

多様な学習内容・学習形態に対応するとともに、総合的な学習の活動の場として、個別学習、少人数指導による学習、グループ学習等に対応できる計画とする。

### 3. 進路指導について

(教育振興基本計画 基本方策Ⅰ 確かな学力と自立を育む教育の充実)

#### めざす学校像

児童生徒一人ひとりの考え方、生き方が多様化している実情を踏まえ、子どもの個性、可能性を最大限に伸ばし、適切に自らの進路選択ができるように指導の工夫・改善に取り組む学校



#### 主な取り組み

キャリアパスポートを活用するなど、義務教育 9 年間の教育活動全体を通じて、キャリア教育を充実させる。進路指導主事等を中心とした校内進路指導体制を確立し、生徒・保護者への進路指導や支援に努める。

#### 具体的な整備事例

##### 【進路資料・指導室】

生徒の立ち寄りやすい位置に計画し、静かで落ち着いた雰囲気となるよう、また必要に応じ、進路相談を行うことができる空間等を計画する。

## 4. 道徳教育について

(教育振興基本計画 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実)

### めざす学校像

児童生徒に道徳性を養うため、道徳的諸価値についての理解をもとに、自己を見つめ、物事を多面的・多角的に考え、自己の生き方についての考える学習を通して、道徳的な判断力、心情、実践意欲と態度を育てる学校



### 主な取り組み

校長が示す道徳教育の方針をもとに道徳教育推進教師を中心とした指導体制を構築し、質の高い多様な指導方法や評価のあり方について、児童生徒の発達の段階や特性を考慮し、組織的・計画的に研究を行う。

## 5. 人権教育について

(教育振興基本計画 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実)

### めざす学校像

人権教育については、知識の理解に留まることなく、豊かな感性と高い人権意識を醸成し、具体的場面に直面した時に行動できる態度や技術・技能を身につけるような指導・支援を行う学校



### 主な取り組み

「枚方市人権教育基本方針」を踏まえた校内体制を整え、組織的な指導に努める。女性、子ども、障害者、性的マイノリティ、感染症等に係る人権問題、いじめや児童虐待等の解決をめざした人権教育を総合的に推進する。

## 6. 健康教育について

(教育振興基本計画 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実)

### めざす学校像

「健康の3原則」の理念に基づき、児童生徒が生涯を通じて、自ら心身の健康の保持増進を図る実践力を育成する学校



### 主な取り組み

学校で作成する体力向上推進計画に則った体力向上の推進、食に関する指導体制を確立する。併せて児童生徒の健やかな成長につながる学校給食を通じた食育についての指導に努める。また、食物アレルギーの事故防止や熱中症、感染症、食中毒等の予防に取り組むとともに緊急時に適切な対応が行えるよう体制を整える。

### 具体的な整備事例

#### 【プール】

水泳指導に民間活力を効果的に活用することを旨として計画する。

#### 【配膳室等】

学校給食が安全で円滑に提供できるよう、また、児童生徒に負担がかからないよう配膳室の配置及び配膳室と教室とを結ぶ安全な動線の確保を計画する。

#### 【保健室】

屋内外の運動施設との連絡がよく、児童の出入りに便利な位置、救急車レントゲン車などが容易に近接できる位置に計画する。

## 7. 特別活動・その他の教育活動について

(教育振興基本計画 基本方策2 豊かな心と健やかな体を育む教育の充実)

### めざす学校像

児童生徒の発達段階に応じて、集団や社会の形成者としての見方、考え方を育むとともに、様々な集団活動に自主的、実践的に取り組み、集団や自己の生活上の課題を解決する資質・能力を育成する学校



### 主な取り組み

「枚方市中学校部活動方針」に則り、中学校における部活動を適切に行う。儀式的行事においては、厳肅かつ清新な雰囲気の中で、新しい生活の展開への動機づけとなるような活動を行う。

## 8. 教職員の服務について

(教育振興基本計画 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上)

### めざす学校像

教職員は、教育を通じて市民全体に奉仕するものであるということを自覚し、法令遵守はもとより、保護者・市民の教育に対する信頼を高めることができる学校



### 主な取り組み

教職員の公正な職務の執行、倫理観の確立など、教育公務員としての立場を常に自覚させる。教職員の不祥事防止徹底のため、体罰やハラスメントの防止、個人情報の適正管理、SNS 等の利用などに関する研修を実施する。

## 9. 学校の業務改善について

(教育振興基本計画 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上)

### めざす学校像

教職員が生きがいを感じ、誇りをもって生き生きと教壇に立つことは学校教育の水準の維持・向上に資することであることを理解し、教職員一人ひとりが「働き方改革」に取り組んでいる学校



### 主な取り組み

教職員の健康及び福祉の確保を図るため、学校現場の労働環境を整える。すべての教職員に勤務時間を意識した働き方を浸透させ、在校等時間の管理及び健康管理を徹底させる。

### 具体的な整備事例

#### 【職員室】

校務、教務等の執務内容や各種教材等の保管を考慮し、必要な規模の空間を確保する。学校規模等に応じ、学年ごと等に分散した教師の打ち合わせコーナーを確保する。

## 10. 教職員研修について

(教育振興基本計画 基本方策3 教職員の資質と指導力の向上)

### めざす学校像

「『学び続ける教職員』を育成し、枚方の子どもたちの『生きる力』をはぐくむ」という職員研修のテーマを理解し、新たな教育課題にも対応した校内研究・研修の実施に取り組む学校



### 主な取り組み

「Hirakata 授業スタンダード」(第2ステージ)に基づいた授業改善の取り組みを組織的・計画的に推進する。首席や指導教諭などの校内人材を活用し、新任者や経験の少ない教職員の育成を行う。ミドルリーダーを育成する。

## Ⅱ. 支援教育について

(教育振興基本計画 基本方策4 「ともに学び、ともに育つ」教育の充実)

### めざす学校像

インクルーシブ教育システムの理念（障害のある者と障害のない者が同じ場で可能な限りともに学ぶ仕組み）を踏まえ、すべての児童生徒が「ともに学び、ともに育つ」ことができる学校



### 主な取り組み

支援教育コーディネーターを中心とした全校的な支援体制を確立する。支援学級に在籍又は通級による指導を受ける児童生徒については個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成・活用し、個に応じた指導を充実させる。

### 具体的な整備事例

#### 【普通教室】

障害のある児童生徒が通常の学級に在籍することがあることを踏まえ、必要に応じ特別支援学級関係教室の内容を準用する。

#### 【特別支援学級関係室】（支援教室）

児童生徒の障害の状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する。

#### 【校舎】

児童生徒の障害の状態や特性等に応じ、特別支援学校施設整備指針を準用する（校舎のバリアフリー化）。

## 12. 幼稚園教育について

(教育振興基本計画 基本方策5 幼児教育の充実)

### めざす学校像

幼児期の教育は生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであること  
を踏まえ、遊びを通して「生きる力の基礎」を育むとともに、幼稚園、保育所  
(園)、認定こども園、家庭等との連携を図りながら、地域の幼児教育のコーデ  
ィネーター的な役割を担う学校



### 主な取り組み

幼稚園教育において育みたい資質・能力及び「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」に留意した教育を実践するとともに、幼稚園、保育所(園)、認定こども園、小学校間の連携や交流を積極的に推進し、「幼保こ小」の一層の円滑な接続を図る。

## I 3. 学校園・家庭・地域の連携について

(教育振興基本計画 基本方策6 社会に開かれた学校づくりの推進)

### めざす学校像

「社会に開かれた学校づくり」のため、子どもが抱える課題を地域ぐるみで解決する仕組みを構築し、学校運営に地域住民や保護者が参画する学校



### 主な取り組み

学校の信頼の醸成や課題解決の促進のため、教育活動や非常時の対応についてホームページや学校ブログ等を有効活用する。小学校においては、コミュニティ・スクールとして、地域とともにある学校づくりを推進する。

### 具体的な整備事例

#### 【地域と学校の連携・協働のためのスペース】

学校運営協議会や地域学校協働活動、PTA活動の拠点の場、地域住民の交流や学びの場など多様な利用内容を考慮した面積、形状とすること。

## 14. 安全について

(教育振興基本計画 基本方策7 学びのセーフティネットの構築)

### めざす学校像

児童生徒の安全確保及び学校の安全管理に努め、自然災害、不審者の侵入等や学校事故、交通事故などに対し、児童生徒に「主体的に行動する態度」を育成、指導する学校



### 主な取り組み

「学校安全計画」に基づく安全教育の充実、様々な事態を想定した実践的な防災・防犯訓練等を実施する。自然災害等に備えた防災計画の策定、危機管理マニュアルの見直しを通じ学校危機管理体制の確立を図る。

### 具体的な整備事例

#### 【安全・防犯対策】

児童生徒が立ち入るべきでない場所は、施錠するなど物理的な立ち入り制限を計画するとともに、非常時の避難にも配慮しつつ的確な施錠管理を行う。

#### 【屋内運動施設等】

避難所となる場合に備えて、便所、更衣室、備蓄倉庫棟、空調設備を計画する。

## 15. 生徒指導について

(教育振興基本計画 基本方策7 学びのセーフティネットの構築)

### めざす学校像

一人ひとりの児童生徒の人格を尊重し、個性の伸長を図りながら、社会的資質や能力・態度を育成し、自己実現への指導・支援を行う学校



### 主な取り組み

「学校いじめ防止基本方針」に基づき、いじめの未然防止、早期発見・解消に努める。体罰を根絶する。不登校又は不登校の兆しのある児童生徒に対してきめ細やかで適切な対応を図る。

### 具体的な整備事例

#### 【教育相談室】(心の教室)

児童生徒と教師が個別に相談したり、児童生徒が落ち着いて時間を過ごすための空間、教師が保護者等からの相談に応じる空間として計画する。

#### 【校内適応指導教室】

不登校や不登校傾向である児童生徒が教室以外に安心して過ごせる「居場所」を確保する。

## 16. 教育環境の活用について

(教育振興基本計画 基本方策8 学びを支える教育環境の充実)

### めざす学校像

学校施設等教育環境の適切な維持管理を行い、児童生徒に共有物を大切にする心情を養うとともに、ICTを効果的に活用して児童・生徒の個別最適な学びの実現や教職員の校務の効率化を進める学校



### 主な取り組み

施設の状況を日常的に点検し、異常個所・危険個所の早期発見に努める。ICT機器の取り扱いについては、教職員一人ひとりが「枚方市立学校情報セキュリティポリシー」に沿ったリテラシーを身につけ、活用に努める。

### 具体的な整備事例

#### 【便所】

洋式便所を採用するなど、生活様式や児童のニーズ等を踏まえた便所を計画する。障害のある生徒、教職員及び学校開放時又は避難所開設時の高齢者、障害者等の要配慮者の利用を踏まえた便所を計画する。

## I 7. 学校図書館機能の充実について

(教育振興基本計画 基本方策9 生涯学習の推進と図書館の充実)

### めざす学校像

児童生徒の発達段階に応じた言語能力、情報活用能力、問題発見・解決能力の向上、読書習慣の確立をめざし、学校図書館の「読書センター機能」と「学習・情報センター機能」の向上充実を図る学校



### 主な取り組み

学校図書館運営方針及び年間計画を作成し、司書教諭・学校司書を中心に読書活動を推進する。市立図書館と連携し、授業等で活用する図書資料や情報提供の充実を図る。

### 具体的な整備事例

#### 【図書室】(学校図書館)

児童生徒の様々な学習を支援する学習センター機能、必要な情報を収集・選択・活用し、その能力を育成する情報センター機能、学校における心のオアシスとなり、自発的に読書を楽しむ読書センター機能について計画する。学校司書、司書教諭、図書委員等が図書、その他の資料の整理、修理等を行うための空間を確保する。

## 18.社会教育と学校教育の連携について

(教育振興基本計画 基本方策10 文化・スポーツなど生涯を豊かにする体験活動の充実)

### めざす学校像

地域等と連携しながら、文化・芸術・スポーツ活動などの様々な体験活動を通じて、児童生徒が社会とかかわる機会を積極的に設ける学校



### 主な取り組み

地域や事業者等の協力を得ながら、ボランティア活動や職業体験等の社会体験を積極的に取り入れる。地域等への学校施設の開放を積極的に進める。

### 具体的な整備事例

#### 【学校開放】

学校開放に供する各室、空間は、利用者、利用形態等に応じた面積、形状等を計画する。

#### 【体育施設開放促進のためのスペース】

障害者も含めた多様な人々の利用を考慮し、各空間を認識しやすく、相互に利用しやすい計画とする。災害時の避難住民の利用にも配慮して計画する。

## 19. 児童の放課後対策について

(教育振興基本計画 基本方策10 文化・スポーツなど生涯を豊かにする体験活動の充実)

### めざす学校像

すべての児童にとって望ましい「放課後」を実現していくために策定した「児童の放課後を豊かにする基本計画」の趣旨を理解し、取り組む学校



### 主な取り組み

児童の健全育成や安全確保の観点から、留守家庭児童会室や放課後キッズクラブ（総合型放課後事業）との情報共有や学校施設の活用等、連携・協力を図る。

### 具体的な整備事例

#### 【留守家庭児童会室】

留守家庭児童会室や放課後キッズクラブ（総合型放課後事業）の良好な保育環境を確保する。